



第7期山元町障害福祉計画 第3期山元町障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

宮城県山元町

【 目 次 】

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 法令等の改正の動き.....	4
3 制度改正の内容.....	5
4 計画の性格・位置付け.....	9
(1) 本計画の位置付け	9
(2) 他の計画との関係	9
5 計画の期間	10
6 計画の策定体制.....	10
第2章 障害者の現状	11
1 障害者の現状	13
(1) 人口構造の推移	13
(2) 障害者の状況	14
2 アンケート調査結果のポイント.....	16
(1) アンケートの実施概要	16
(2) アンケート結果の概要	17
3 前回計画の成果目標の達成状況.....	27
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	27
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	28
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	28
(5) 相談支援体制の充実・強化等	29
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築.....	30
(7) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実.....	31
(8) 重症心身障害児を支援する事業所の整備.....	31
(9) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	32
4 計画の重点課題.....	33
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
(2) 福祉施設から一般就労への移行等	33
(3) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実.....	33
(4) 災害や感染症対策に係る体制整備	33
第3章 障害福祉サービスの目標及び見込量	35
1 サービス目標量設定の考え方.....	37

2 サービス内容	38
3 訪問系サービス.....	39
(1) サービスの種類と内容	39
(2) サービスの実績と目標	40
4 日中活動系サービス.....	41
(1) サービスの種類と内容	41
(2) サービスの実績と目標	42
5 居住系サービス.....	44
(1) サービスの種類と内容	44
(2) サービスの実績と目標	45
6 相談支援（サービス利用計画作成事業）	46
(1) サービスの種類と内容	46
(2) サービスの実績と目標	46
7 地域生活支援事業.....	48
(1) 地域生活支援事業	48
(2) サービスの内容及び実績と目標	49
8 成果目標の設定.....	60
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	60
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	61
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	62
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	63
(5) 相談支援体制の充実・強化等	66
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築.....	67
第4章 障害児福祉サービスの目標及び見込量	69
1 サービス目標量設定の考え方.....	71
2 障害児通所支援・障害児相談支援.....	72
(1) サービスの種類と内容	72
(2) サービスの実績と目標	73
(3) 障害児相談支援の実績と目標	74
3 障害児支援のための計画的な基盤整備.....	75
(1) 子育て支援に係る施策との連携	75
(2) 教育との連携	75
(3) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備.....	75
4 成果目標の設定.....	76
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実.....	76

(2) 重症心身障害児を支援する事業所の整備.....	77
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	78
第5章 計画の推進	79
1 計画の推進体制.....	81
2 計画の進行管理.....	81
3 P D C Aサイクルの必要性.....	83
参考資料	85
1 山元町障害者地域協議会設置要綱.....	87
2 委員名簿	88
3 計画策定過程	89

第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成19年9月に障害者の人権及び障害者の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の成立（平成25年4月施行（一部平成26年4月施行））、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）等、様々な国内法令の整備を推進してきました。

さらに、令和3年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年4月施行）、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等」の一部を改正する法律」の成立（令和6年4月（一部令和5年4月施行））等、障害者に関する施策の強化を推進しています。

令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和5年こども家庭庁厚生労働省告示第一号）においては、入所等から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障害のある人等に対する虐待の防止や障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

本町では、令和3年3月に「山元町第3期障害者計画」、同年に「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の計画的な推進を図ってきました。

このたび、「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了となることから、令和6年度を初年度とする「山元町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を新たに策定します。

2 法令等の改正の動き

令和3年3月の「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定以降、改正障害者差別解消法の成立、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、児童福祉法、障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立し、障害者に関する法律・制度は変わっています。

年	国の主な動き
令和3年	5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行） 【改正の主なポイント】 ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
令和4年	5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 【目的】 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する 6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行） 【改正の主なポイント】 ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備 ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等 12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）^{※1} 【改正の主なポイント】 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備
令和5年	3月 「第5次障害者基本計画」策定

※1 一部は公布後3年以内の政令で定める日、令和5年4月1日、令和5年10月1日に施行



3 制度改正の内容

基本指針の見直しは、社会保障審議会障害者部会により、令和4年10月以降、検討され、令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。

基本指針は、国が障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。見直された基本指針には、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行・継続への支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備、発達障害者支援等をはじめとした各項目の見直しが行われ、障害者等に対する虐待の防止や障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

【基本指針見直しの主なポイント】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障害者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障害福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



【障害福祉サービス等に係る成果目標と活動指標】

※都道府県・政令市レベルでの内容は除外、基本指針の見直しにより変更がある項目及び新規項目は**赤字**で表記しています

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	
成果目標	・地域移行者数：令和4年度末入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
活動指標	・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数、利用時間【個別のサービスとしての指標へ】 ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数【個別のサービスとしての指標へ】 ・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援【新規】、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数 ・就労定着支援の利用者数 ・自立生活援助、共同生活援助【重度障害者の利用者数を追加】の利用者数 ・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、施設入所支援【新たな入所希望者のニーズ・環境の確認】の利用者数
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
成果目標	－（成果目標は都道府県レベルのみ）
活動指標	・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療（精神科、精神障害以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）【新規】の利用者数
③地域生活支援の充実	
成果目標	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
活動指標	・地域生活支援拠点の設置箇所数 ・コーディネーターの配置人数 ・地域生活拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
④福祉施設から一般就労への移行等	
成果目標	・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
活動指標	－（活動指標は都道府県レベルのみ）

⑤発達障害者等に対する支援	
成果 目標	- (成果目標なし)
活動 指標	・発達障害者地域支援協議会の開催回数 ・発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
⑥障害児支援の提供体制の整備等	
成果 目標	・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上
活動 指標	・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ・障害児相談支援の利用児童数 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
⑦相談支援体制の充実・強化等	
成果 目標	・各市町村において、基幹相談支援センターの設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
活動 指標	・基幹相談支援センターの設置【新規】 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善【新規】
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
成果 目標	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
活動 指標	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 ・都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数



4 計画の性格・位置付け

(1) 本計画の位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画と児童福祉法第 33 条 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画を一体として策定するものです。

「第 3 期山元町障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者の施策に関する基本的な計画です。

本計画である「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの必要な量の見込みと見込量確保のための方策等を定める計画として、「第 3 期山元町障害者計画」の実施計画として位置付けられます。

	障害福祉計画 (本計画)	障害児福祉計画 (本計画)	障害者計画
根拠法	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)
内 容	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画（3 年 1 期）	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画（3 年 1 期）	障害者施策の基本的方向性について定める計画

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針や宮城県の「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「第 6 次山元町総合計画」、「山元町地域福祉計画」、「山元町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」、「山元町健康づくり計画『元気やまもと 21』」、「山元町子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図り策定しました。

5 計画の期間

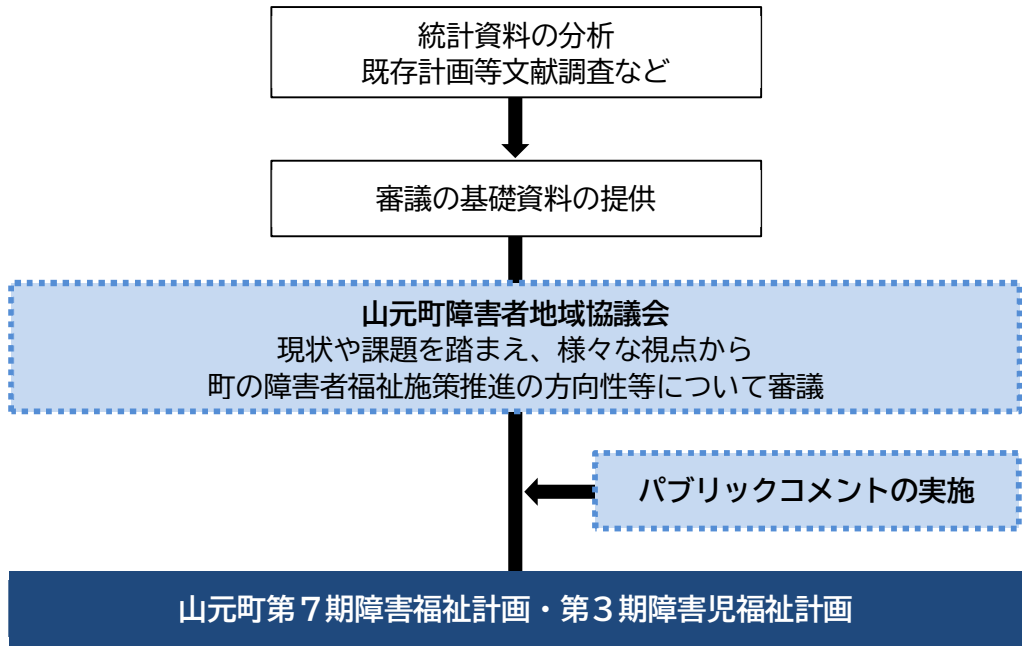
「山元町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3期山元町障害者計画（6年間）						第4期山元町障害者計画		
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

6 計画の策定体制

本計画は、町民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「山元町障害者地域協議会」において審議、検討を行いました。

また、策定にあたっては、当事者や関係サービス事業所を対象に実施したアンケート調査、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。



※  は、町民参加による策定プロセスを示します。

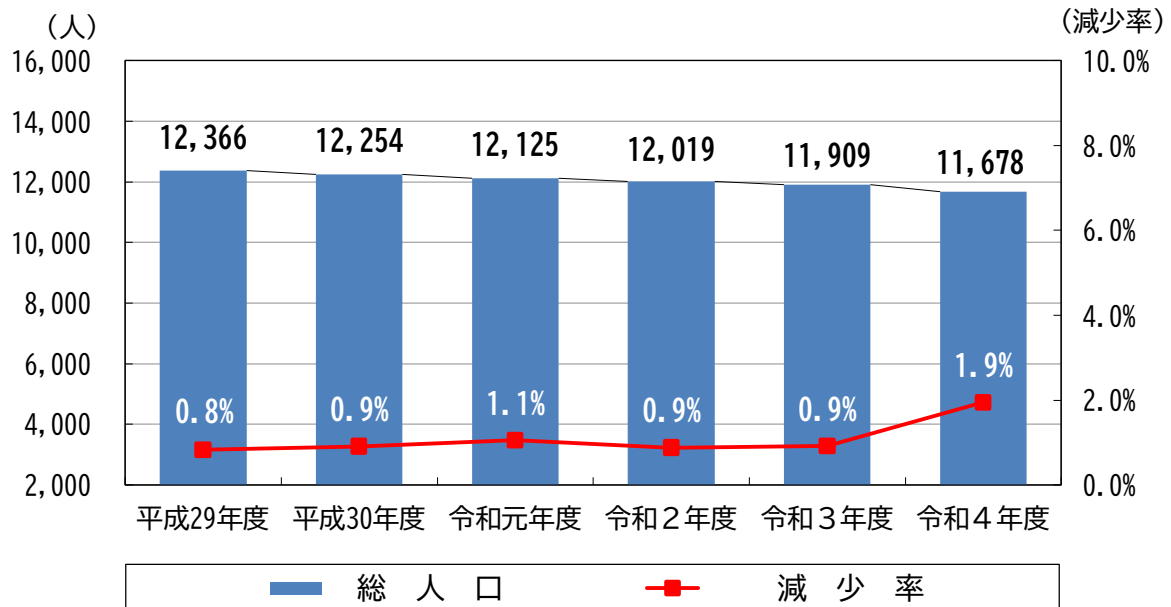
第2章 障害者の現状



1 障害者の現状

(1) 人口構造の推移

【総人口の推移】

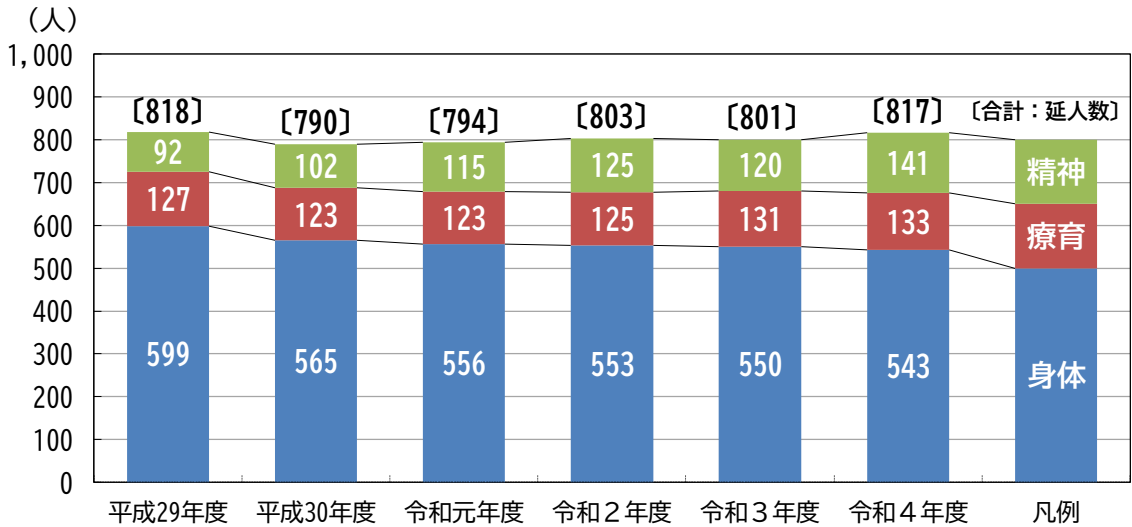


総人口は、平成29年度以降ゆるやかに減少しており、令和4年度には11,678人となっています。

減少率は、令和3年度までほぼ横ばいとなっていました。令和4年度には1.9%と前年度から増加しています。

(2) 障害者の状況

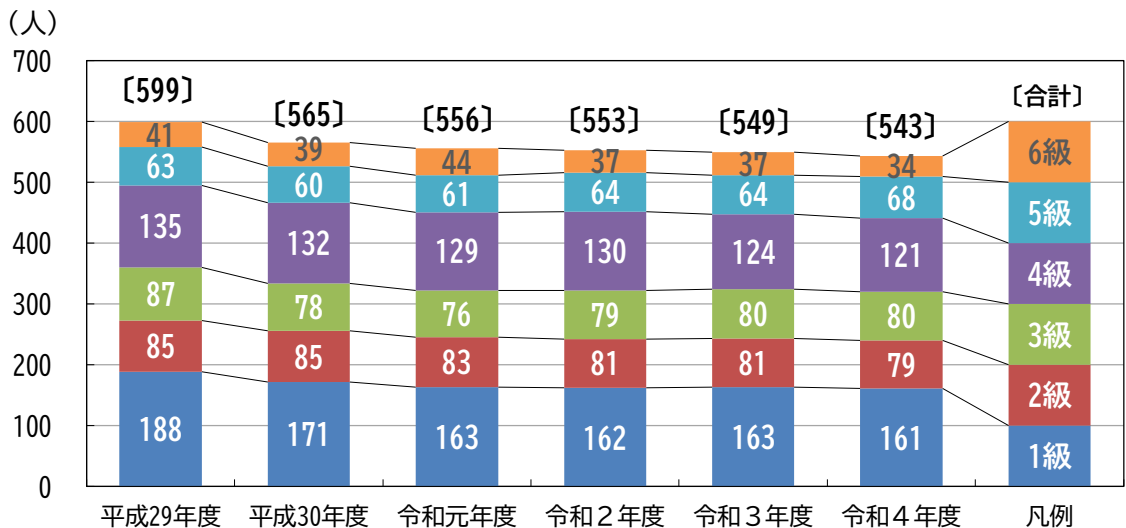
【障害者手帳所持者数の推移】



障害者手帳所持者数は 800 人前後で推移し、令和 4 年度には 817 人となっています。

令和 4 年度を障害別にみると、身体障害者手帳所持者が 543 人と最も多く、療育手帳所持者が 133 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 141 人となっています。

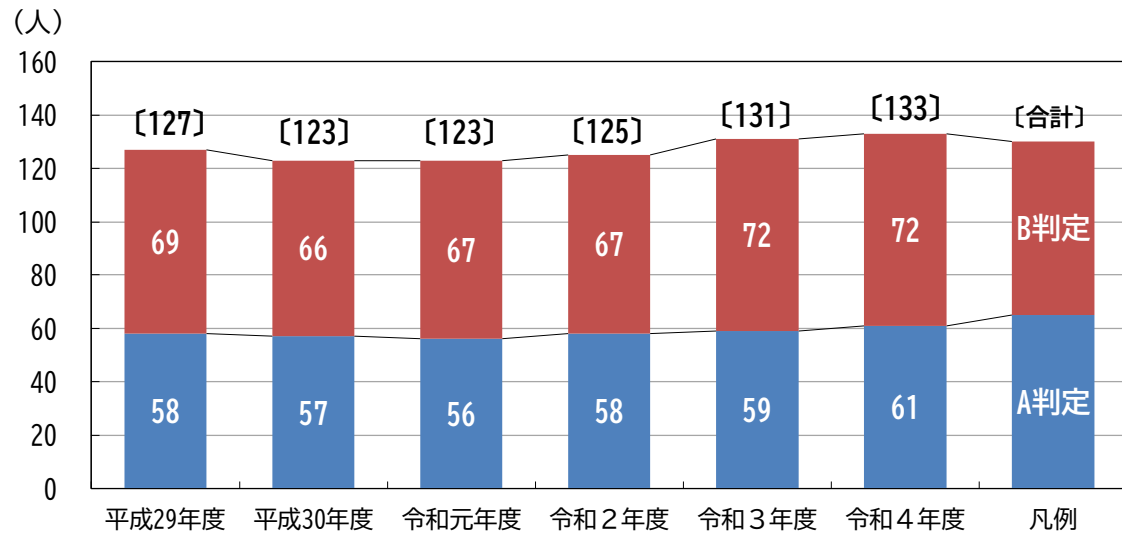
【等級別身体障害者手帳所持者の推移】



身体障害者手帳所持者の等級別状況は、令和 4 年度には 543 人となっており、平成 29 年度から比べていずれの等級も減少傾向にありますが、5 級はやや増加しています。

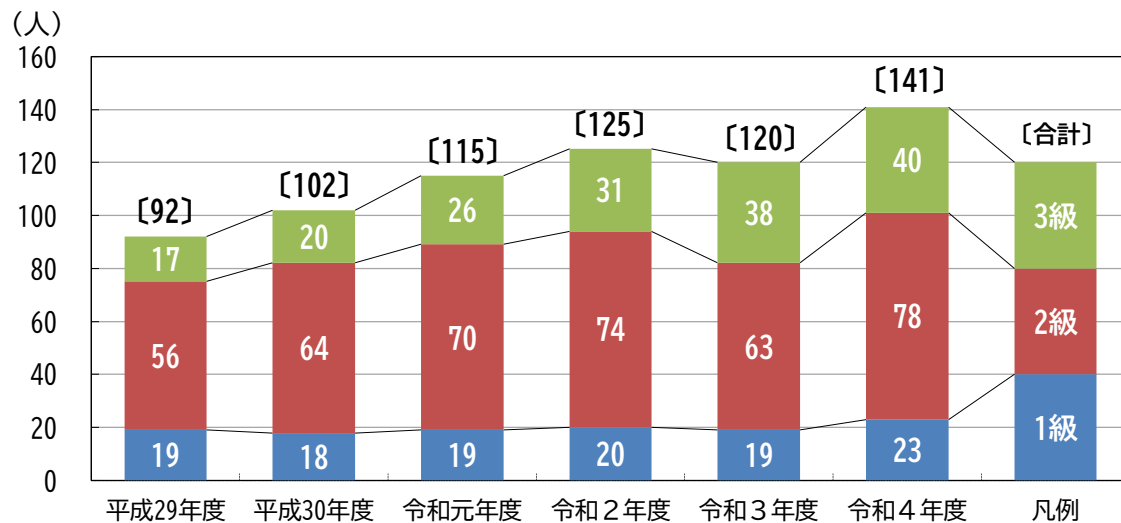


【障害判定別療育手帳所持者数の推移】



療育手帳所持者の判定別状況は、令和4年度には133人となっており、平成29年度から比べてやや増加しており、A判定が61人、B判定が72人となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況は、令和4年度には141人となっており、平成29年度から比べていずれの等級も増加傾向にあり、特に2級、3級が増加しています。

2 アンケート調査結果のポイント

(1) アンケートの実施概要

本計画の策定にあたり、障害のある当事者の方や関係サービス事業所へアンケートを実施しました。概要は以下のとおりです。

1) 調査設計

調 査 種	障害者（児）本人調査	関係サービス事業所調査
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害福祉サービス受給者及び障害児通所支援受給者	障害福祉サービス事業所
抽出方法	悉皆	悉皆
調査方法	郵送配付－郵送回収	
調査期間	令和5年8月4日～令和5年8月31日	

2) 回収結果

	対象数	回収数	無効数	有効回収数	有効回収率
障害者（児）本人調査	804 人	375 人	0 人	375 人	46.6%
関係サービス事業所調査	11 団体	9 団体	1 団体	8 団体	72.7%

3) 調査結果の見方

- ・調査数（n=Number of cases）とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ・回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100%にならない場合があります。
- ・回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ・調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。



(2) アンケート結果の概要

アンケート結果の概要は以下のとおりです。

1) 障害者（児）本人調査

①福祉サービス情報の入手方法（複数回答）

福祉サービス情報の入手方法についてたずねたところ、「町の広報誌」が51.7%と最も高く、以下「役場・保健所・福祉事務所など」（26.1%）、「テレビ・ラジオ」、「家族や友人、知人および隣人」（ともに20.5%）、「病院などの医療機関」（20.0%）、「新聞や雑誌」（17.3%）となっています。

【福祉サービス情報の入手方法】

	障害者（児） 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
町の広報誌	51.7	56.2	25.0	42.5	45.7
役場・保健所・福祉事務所など	26.1	25.6	21.4	30.0	28.3
テレビ・ラジオ	20.5	21.3	10.7	17.5	21.7
家族や友人、知人および隣人	20.5	20.2	35.7	12.5	19.6
病院などの医療機関	20.0	20.5	14.3	25.0	19.6
新聞や雑誌	17.3	20.2	3.6	7.5	21.7
宮城県や他県の広報誌	14.7	16.7	7.1	20.0	4.3
インターネット	11.5	10.1	14.3	10.0	21.7
社会福祉協議会	11.5	12.8	17.9	2.5	6.5
福祉施設・作業所など	9.3	4.7	32.1	25.0	10.9
民生委員・児童委員	5.6	6.6	3.6	—	6.5
障害者団体	2.9	3.5	7.1	2.5	—
職場	1.9	1.9	—	2.5	4.3
学校	1.1	0.4	3.6	—	2.2
その他	4.0	2.7	7.1	7.5	6.5
無回答	12.0	12.4	7.1	12.5	10.9

構成比は(%)

②悩みごとや心配ごとの相談相手（複数回答）

悩みごとや心配ごとの相談相手についてたずねたところ、「家族・親族」が64.0%と最も高く、以下「友人・知人・隣人」(20.8%)、「相談支援事業所（やすらぎ、ポラリス、静和園、TMあい等）」(16.0%)、「医師や看護師、リハビリスタッフ」(15.2%)となっています。なお、「特に相談しない」は11.5%となっています。

【悩みごとや心配ごとの相談相手】

	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
家族・親族	64.0	66.3	64.3	50.0	54.3
友人・知人・隣人	20.8	20.5	14.3	5.0	32.6
相談支援事業所(やすらぎ、ポラリス、 静和園、TMあい等)	16.0	10.1	46.4	45.0	13.0
医師や看護師、リハビリスタッフ	15.2	14.3	14.3	17.5	21.7
ヘルパー等のサービス提供事業者	7.5	8.9	10.7	2.5	4.3
役場の窓口	5.1	5.4	3.6	2.5	6.5
地域包括支援センター窓口	5.1	5.4	3.6	2.5	6.5
保健所・福祉事務所の窓口	3.5	2.7	3.6	10.0	2.2
民生委員・児童委員、行政区長	3.2	3.9	3.6	—	2.2
障害者支援団体	3.2	2.7	10.7	7.5	—
学校や施設の職員	2.4	0.8	14.3	2.5	4.3
その他	1.9	1.6	7.1	5.0	—
特に相談しない	11.5	10.1	7.1	15.0	21.7
無回答	7.7	8.9	7.1	7.5	4.3

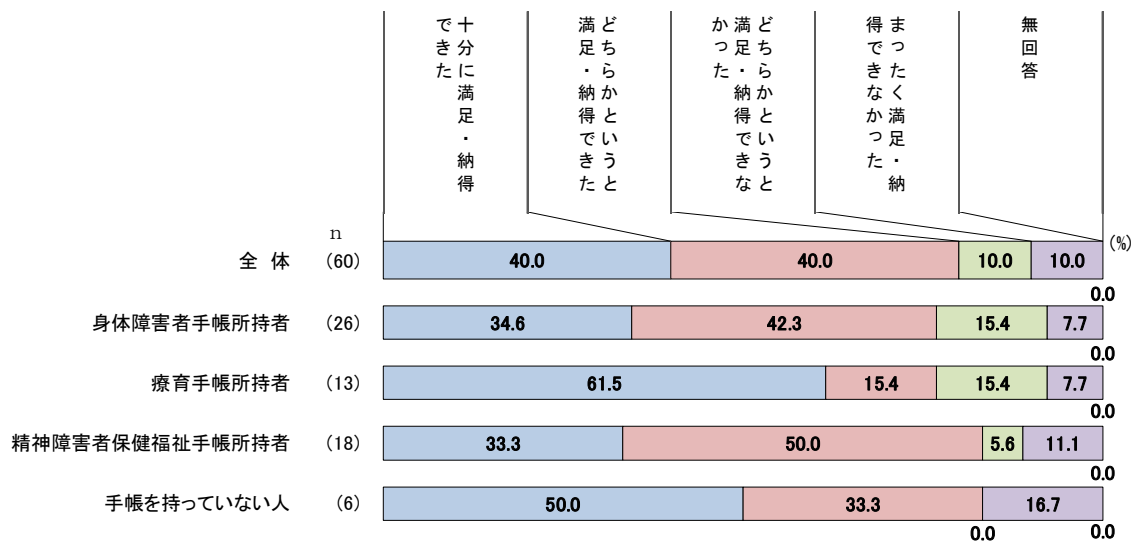
構成比は(%)



③相談支援事業所の相談員の対応

相談支援事業所の相談員の対応についてたずねたところ、「十分に満足・納得できた」、「どちらかという満足・納得できた」がともに40.0%と最も高く、「十分に満足・納得できた」と「どちらかという満足・納得できた」を合わせた“満足・納得できた”は80.0%となっています。一方、「どちらかという満足・納得できなかった」と「まったく満足・納得できなかった」（ともに10.0%）を合わせた“満足・納得できなかった”は20.0%となっています。

【相談支援事業所の相談員の対応】



④今後利用したいサービス（複数回答）

今後利用したいサービスについてたずねたところ、「福祉タクシー利用・自動車燃料費助成券」が33.6%と最も高く、以下「障害者医療費助成事業」(23.2%)、「居宅介護（ホームヘルプ）」(15.5%)、「障害者相談支援事業」(10.9%)、「短期入所（ショートステイ）」(8.5%)となっています。

【今後利用したいサービス】

	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
居宅介護(ホームヘルプ)	15.5	15.9	3.6	20.0	17.4
重度訪問介護	1.9	2.3	-	-	2.2
同行援護	3.5	3.5	3.6	7.5	-
行動援護	4.0	4.3	7.1	2.5	2.2
生活介護	6.9	7.4	7.1	7.5	6.5
療養介護	3.7	4.3	-	2.5	4.3
自立訓練	6.9	5.4	17.9	10.0	8.7
就労移行支援	3.7	1.6	10.7	15.0	4.3
就労継続支援	5.1	1.2	17.9	17.5	10.9
短期入所(ショートステイ)	8.5	8.9	14.3	7.5	6.5
共同生活援助(グループホーム)	4.5	3.1	10.7	10.0	4.3
施設入所支援	7.7	9.3	7.1	2.5	8.7
障害者相談支援事業	10.9	9.7	7.1	25.0	8.7
意思疎通支援事業	1.9	1.2	3.6	-	6.5
移動支援事業	5.6	6.6	7.1	2.5	2.2
日常生活用具給付等事業	8.3	9.3	7.1	7.5	4.3
訪問入浴サービス事業	6.4	8.5	3.6	-	4.3
日中一時支援事業	4.8	4.7	10.7	5.0	4.3
自動車運転免許取得事業	2.9	2.3	10.7	5.0	-
自動車改造助成事業	1.9	1.6	3.6	2.5	2.2
成年後見制度	2.7	0.4	21.4	7.5	2.2
補装具給付	6.7	7.8	7.1	5.0	4.3
自立支援医療(更生・育成・精神通院)	7.7	0.8	7.1	32.5	28.3
児童発達支援	0.8	-	3.6	-	4.3
放課後等デイサービス	1.9	0.4	14.3	-	6.5
障害者医療費助成事業	23.2	24.4	17.9	25.0	26.1
福祉タクシー利用・自動車燃料費助成券	33.6	37.2	39.3	27.5	19.6
利用したくない	7.5	6.6	3.6	2.5	15.2
無回答	28.3	30.6	17.9	20.0	23.9

構成比は(%)

※児童発達支援、放課後等デイサービスは18歳未満のみ回答、回答数が少ないためコメント除外



⑤障害のある人が地域で生活するために必要なこと（複数回答）

障害のある人が地域で生活するために必要なことについてたずねたところ、「家族や親戚など身内の支援や理解があること」が 58.9%と最も高く、以下「災害が起きた時の支援があること」（56.5%）、「地域の方たちの障害への理解があること」（56.0%）、「生活に必要な費用などの負担が軽くなること」（50.7%）、「行政からの福祉に関する情報の提供」（45.9%）となっています。

【障害のある人が地域で生活するために必要なこと】

	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
家族や親戚など身内の支援や理解があること	58.9	55.0	57.1	67.5	71.7
災害が起きた時の支援があること	56.5	53.5	67.9	47.5	73.9
地域の方たちの障害への理解があること	56.0	53.1	75.0	55.0	69.6
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	50.7	44.2	57.1	62.5	78.3
行政からの福祉に関する情報の提供	45.9	44.2	50.0	37.5	65.2
必要な時に生活の相談ができること	45.6	37.6	60.7	52.5	78.3
いざという時に短期入所(ショートステイ)が利用できること	38.7	37.2	50.0	30.0	45.7
利用しやすい交通(バス・電車・道路等)の整備	36.8	34.9	42.9	32.5	45.7
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	32.0	31.4	17.9	27.5	50.0
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	24.0	19.8	35.7	32.5	39.1
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	21.6	16.3	46.4	25.0	39.1
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	19.5	15.5	28.6	32.5	28.3
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	18.4	11.6	21.4	30.0	45.7
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	17.3	14.3	25.0	20.0	28.3
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	16.8	12.0	10.7	40.0	30.4
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	16.0	13.2	32.1	15.0	28.3
一般の企業に就業することができるような就労支援	15.5	9.7	17.9	27.5	34.8
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	13.3	13.6	14.3	10.0	17.4
その他	1.9	1.2	3.6	5.0	2.2
特に必要なことはない	3.5	3.1	3.6	2.5	8.7
無回答	8.0	9.7	-	7.5	2.2

構成比は(%)

⑥災害時に困ること（複数回答）

災害時に困ることについてたずねたところ、「投薬や治療が受けられない」が45.1%と最も高く、以下「避難先では周囲の音や周りの人が気になり生活できない」（24.5%）、「安全なところまで避難することができない」（20.3%）、「被害状況、食糧配給場所など必要な情報が入手できない」（19.5%）となっています。なお、「特にない」は14.9%となっています。

【災害時に困ること】

	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
投薬や治療が受けられない	45.1	45.3	17.9	55.0	52.2
避難先では周囲の音や周りの人が気になり生活できない	24.5	17.8	28.6	47.5	41.3
安全なところまで避難することができない	20.3	21.3	21.4	17.5	13.0
被害状況、食糧配給場所など必要な情報が入手できない	19.5	16.7	21.4	35.0	19.6
避難場所の設備(トイレなど)が整っていない	18.4	17.1	25.0	20.0	19.6
助けを求めることができない	13.1	9.7	28.6	25.0	13.0
周囲とコミュニケーションがとれない	13.1	7.8	46.4	30.0	15.2
避難場所がわからない	9.1	6.2	17.9	17.5	13.0
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	7.2	7.8	10.7	10.0	4.3
補装具の使用が困難になる	5.9	8.1	3.6	-	2.2
その他	2.9	3.1	7.1	2.5	2.2
特にない	14.9	15.5	14.3	5.0	17.4
無回答	13.9	15.5	10.7	12.5	8.7

構成比は(%)



⑦外出時に困ること（複数回答）

外出時に困ることについてたずねたところ、「お世話をしてくれる方がいないと外出できない」が19.9%と最も高く、以下「交通費が高い」(14.3%)、「一人でお金がかからない」、「障害者向けの設備がない」（ともに6.7%）となっています。なお、「特に不自由を感じない・困っていない」は47.3%となっています。

【外出時に困ること】

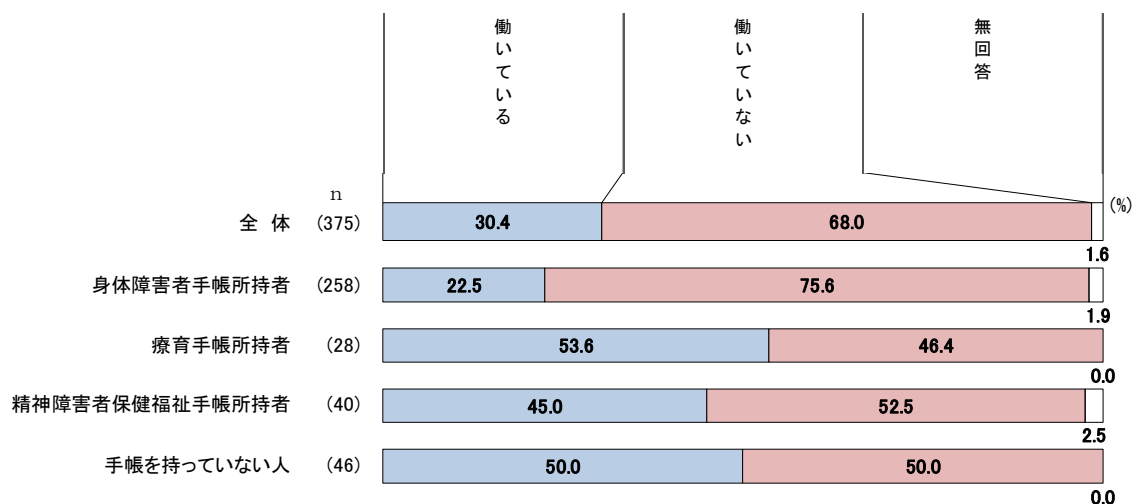
	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	357人	244人	27人	36人	45人
お世話をしてくれる方がいないと外出できない	19.9	19.3	40.7	16.7	15.6
交通費が高い	14.3	13.1	14.8	25.0	15.6
一人でお金がかからない	6.7	5.3	29.6	2.8	8.9
障害者向けの設備がない	6.7	7.8	7.4	8.3	2.2
電車やバス、道路などが障害者向けに作られていない	5.6	5.7	7.4	2.8	4.4
建物が障害者向けに作られていない	5.0	5.3	3.7	2.8	4.4
案内の看板などが分かりにくい	4.2	4.5	14.8	2.8	—
その他	3.6	2.0	3.7	8.3	8.9
特に不自由を感じない・困っていない	47.3	48.0	37.0	36.1	55.6
無回答	12.0	14.8	—	5.6	6.7

構成比は(%)

⑧現在の就労状況

現在の就労状況についてたずねたところ、「働いている」が30.4%、「働いていない」が68.0%となっています。

【現在の就労状況】



⑨就労時に必要な配慮や支援（複数回答）

就労時に必要な配慮や支援についてたずねたところ、「職場の人が障害を理解してくれること」が30.4%と最も高く、以下「通勤手段（送迎）があること」、「短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること」（ともに21.3%）、「職場で必要な介助や援助等が受けられること」（14.4%）となっています。なお、「特に必要なことはない」は20.0%となっています。

【就労時に必要な配慮や支援】

	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
職場の人が障害を理解してくれること	30.4	21.7	67.9	57.5	34.8
通勤手段(送迎)があること	21.3	16.7	64.3	22.5	23.9
短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること	21.3	17.1	28.6	27.5	37.0
職場で必要な介助や援助等が受けられること	14.4	11.6	35.7	17.5	19.6
自宅でも職場と同じように仕事ができること	12.0	10.1	17.9	20.0	13.0
職場にスロープや車いす用トイレ等必要な整備が整っていること	12.0	12.8	10.7	7.5	17.4
生活リズムや体調の管理、給料の使い方など生活面での相談ができること	12.0	3.9	46.4	27.5	26.1
就職前に、就職希望先で就労訓練や体験ができること	11.2	6.2	32.1	20.0	19.6
職場以外で仕事についての相談ができること	9.3	5.0	21.4	20.0	17.4
就職先になじむよう専門の人(ジョブコーチ等)の支援が職場で受けられること	9.1	5.0	32.1	20.0	8.7
その他	6.7	8.5	-	-	4.3
わからない	9.9	8.5	7.1	10.0	17.4
特に必要なことはない	20.0	23.6	10.7	5.0	21.7
無回答	20.8	26.0	-	10.0	6.5

構成比は(%)

⑩就学前のお子さんが自宅で生活する上での困りごと（複数回答）

就学前のお子さんが自宅で生活する上での困りごとについてたずねたところ、「コミュニケーション」が100.0%（1件）となっています。

【就学前のお子さんが自宅で生活する上での困りごと】

	障害者(児) 全体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳を持って いない人
調査数	1人	0人	0人	0人	1人
コミュニケーション	100.0	-	-	-	100.0

構成比は(%)

※回答が1件のみのため省略して掲載



2) 関係サービス事業所調査

①経営上の問題（複数回答）

経営上の問題についてたずねたところ、「従事者の確保が難しい」が5件、以下「事務作業量が多い」、「施設・設備の改善が難しい」（ともに4件）、「利用者の確保が難しい」（3件）となっています。

【経営上の問題】

	関係サービス事業所
調査数	8件
従事者の確保が難しい	5
事務作業量が多い	4
施設・設備の改善が難しい	4
利用者の確保が難しい	3
利用者や家族の制度に対する理解が進んでいない	2
関係者との連携を図ることが難しい	2
採算がとれない	2
必要な最新情報の入手に支障がある	1
従事者の資質向上を図ることが難しい	1
その他	0
特になし	0
無回答	0

(件)

②サービスの質の向上（複数回答）

サービスの質の向上についてたずねたところ、「ケアカンファレンスの定期的な開催」、「事業者間の情報交換・交流への参加」がともに7件、以下「相談窓口の設置」（6件）、「サービス利用者の満足度調査の実施」、「従事者（サービス提供者）継続的な研修・OJTの実施」（ともに4件）となっています。

【サービスの質の向上】

	関係サービス事業所
調査数	8件
ケアカンファレンスの定期的な開催	7
事業者間の情報交換・交流への参加	7
相談窓口の設置	6
サービス利用者の満足度調査の実施	4
従事者（サービス提供者）継続的な研修・OJTの実施	4
サービス提供マニュアルの作成	3
サービス自己評価基準による定期的な検証	1
情報開示、第三者評価の実施	1
その他	1
特に何もしていない	0
無回答	0

(件)

③障害者（児）の支援に必要なこと（複数回答）

障害者（児）の支援に必要なことについてたずねたところ、「地域の方たちの障害への理解があること」、「日中に自宅以外の場所で活動できる場があること」、「いざという時に短期入所（ショートステイ）が利用できること」、「災害が起きた時の支援があること」がいずれも7件となっています。

【障害者（児）の支援に必要なこと】

	関係サービス 事業所
調査数	8件
地域の方たちの障害への理解があること	7
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	7
いざという時に短期入所（ショートステイ）が利用できること	7
災害が起きた時の支援があること	7
家族や親せきなど身内の支援や理解があること	6
利用しやすい交通（バス・電車・道路等）の整備	6
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	6
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	5
行政からの福祉に関する情報の提供	4
必要な時に生活の相談ができること	4
必要な在宅サービス（ホームヘルパーなど）が利用できること	4
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	4
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	4
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	3
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	3
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	3
一般の企業に就業することができるような就労支援	2
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	1
その他	1
特に必要なことはない	0
無回答	0

(件)



3 前回計画の成果目標の達成状況

前回計画では、障害者の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国や県の基本指針に準じて成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

事項	第6期 計画値	実績	備考
令和元年度末の施設入所者数	16 人	18 人	令和元年度末の全施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	3 人	0 人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	18.75%	0%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】 削減見込数	3 人	0 人	令和5年度末時点の削減見込者数
	18.75%	0%	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

【実績評価】

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染のリスクが高まることなどから地域生活へ移行した人はいませんでした。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	第6期 計画値	実績	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所	1 箇所	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催見込数	1 回／年	2 回／年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加見込数	7 人	8 人	

【実績評価】

障害者（児）が地域において安心して生活できるよう支援体制を構築するために設置されている山元町障害者地域協議会を年2回開催しました。

また、地域生活部会、こども部会、相談支援部会の専門部会を随時開催し、ニーズの検討・共有を行いました。身体・知的・精神障害全般についての協議となり、精神障害に特化した協議は行いませんでした。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

事項	第6期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の整備数	0箇所	0箇所	令和元年度末時点の整備箇所数
【目標値】 整備数	1箇所	1箇所	令和5年度末時点の整備箇所数
令和2年3月31日時点の 運用状況の検証・検討回数	0回／年	1回／年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】 検証・検討回数	2回／年	0回／年	令和5年度末時点の検証・検討回数

【実績評価】

本町では、面的整備型として、地域生活支援拠点等の整備を進めてきましたが、前回計画期間中に、基幹相談支援センターを設置及び緊急時の受け入れ体制を整備しました。運用状況について、現在検証・検討をしています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

事項	第6期 計画値	実績	備考
令和元年度の一般就労移行者数	0人	0人	令和元年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】 一般就労移行者数	2人	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数
	-倍	-倍	(倍率)
令和元年度の就労移行支援事業利用者数	4人	4人	令和元年度の就労移行支援事業利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	6人	4人	就労支援事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.30倍以上
	1.5倍	1.0倍	(倍率)
令和元年度の就労継続支援A型事業利用者数	1人	1人	令和元年度の就労継続支援A型事業利用者数
【目標値】 就労継続支援A型事業利用者数	4人	10人	就労継続支援A型事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.26倍以上
	4倍	10倍	(倍率)



事項	第6期 計画値	実績	備考
令和元年度の就労継続支援B型事業利用者数	69人	69人	令和元年度の就労継続支援B型事業利用者数
【目標値】 就労継続支援B型事業利用者数	85人	87人	就労継続支援B型事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.23倍以上
	1.23倍	1.26倍	(倍率)
【目標値】 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	2人	6人	令和5年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用する者の数
	100%	80%	(割合については、令和5年度の就労定着支援事業利用者数を令和5年度の一般就労移行者数で除した値)
【目標値】 就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所の割合	70%	-%	(割合については、令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数を令和5年度の就労定着支援事業所数で除した値)

【実績評価】

就労継続支援A型及びB型事業ともに利用者数は増加しており、一般就労への移行者もありました。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

事項	第6期 計画値	実績	備考
【目標値】 実施の有無	有	有	令和5年度の実施の有無

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

事項	数値	実績	備考
【目標値】 指導・助言件数	2件	2件	令和5年度の指導・助言件数 (アドバイザー派遣等)

③地域の相談支援事業者の人材育成の支援

事項	第6期 計画値	実績	備考
【目標値】 実施の有無	4 件	3 件	令和5年度の支援件数 (専門部会等による会議)

④地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施

事項	第6期 計画値	実績	備考
【目標値】 実施の有無	3 回	20 回	令和5年度の実施回数 (専門部会等による共有会議)

【実績評価】

令和5年度に山元町基幹相談支援センターを設置したことにより、相談支援事業所との連携強化が図られました。特に町内の新規相談支援事業所に対し同行訪問等を実施し、助言指導を行いました。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

事項	第6期 計画値	実績	備考
令和元年度の参加人数	1 人	1 人	令和元年度の参加人数
【目標値】 参加人数	2 人	2 人	令和5年度の参加人数

②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

事項	第6期 計画値	実績	備考
令和元年度の体制の有無	無	無	令和元年度の体制の有無
【目標値】 体制の有無	有	無	令和5年度の体制の有無
令和元年度の実施回数	0 回	0 回	令和元年度の実施回数
【目標値】 実施回数	1 回	0 回	令和5年度の実施回数(山元町障害者地域協議会等による共有)

【実績評価】

障害者自立支援審査支払等システム等により、分析対象となる事例はありませんでした。



(7) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

①児童発達支援センターの設置

事項	第2期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の設置数	0 箇所	0 箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】 設置数	1 箇所	0 箇所	令和5年度末までの設置箇所数

②保育所等訪問支援の充実

事項	第2期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の設置数	なし	0 箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】 設置数	1 箇所	0 箇所	令和5年度末までの設置箇所数

【実績評価】

児童発達支援センターは、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な施設とされ、保育所等訪問支援・障害児相談支援を実施することとされています。

本町では、県立山元支援学校の特別支援コーディネーターを中心に、幼稚園や保育園への訪問等を通して障害児への支援が行われています。

(8) 重症心身障害児を支援する事業所の整備

①重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

事項	第2期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の設置数	0 箇所	0 箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】 設置数	1 箇所	1 箇所	令和5年度末までの設置箇所数

②重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

事項	第2期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の設置数	0 箇所	0 箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】 設置数	1 箇所	1 箇所	令和5年度末までの設置箇所数

【実績評価】

本町では、令和3年度に児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所が1箇所開設しました。看護専門職を配置し、医療処置の必要な障害児も受け入れ可能となっています。

(9) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事項	第2期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の設置数	0箇所	0箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】協議の場の数	1箇所	1箇所	令和5年度末までの設置箇所数

②コーディネーターの配置

事項	第2期 計画値	実績	備考
令和2年3月31日時点の配置数	0人	0人	令和元年度末の配置数
【目標値】配置数	1人	2人	令和5年度末までの配置数

【実績評価】

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和5年度に県全体で開催されている状況です。今後、町内での協議の場を検討していきます。

また、令和5年度に本町の計画相談事業所2箇所の相談員がコーディネーター養成研修を受講しています。



4 計画の重点課題

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域での生活を希望する人が施設や病院等から地域生活へ移行し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、支援する関係機関と連携し、各種サービスの提供体制を強化する必要があります。

（２）福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人が地域で自立した生活をしていくために、企業等に対して障害者雇用に関する理解を深める取り組みを行うとともに、一般就労が継続できる体制を強化し就労定着に向けた支援を推進していく必要があります。

（３）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

県立山元支援学校の特別支援コーディネーターを中心として、幼稚園や保育園の訪問支援を実施していますが、今後も障害児とその家族に対し相談支援等を行うとともに、地域の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置を検討していく必要があります。

（４）災害や感染症対策に係る体制整備

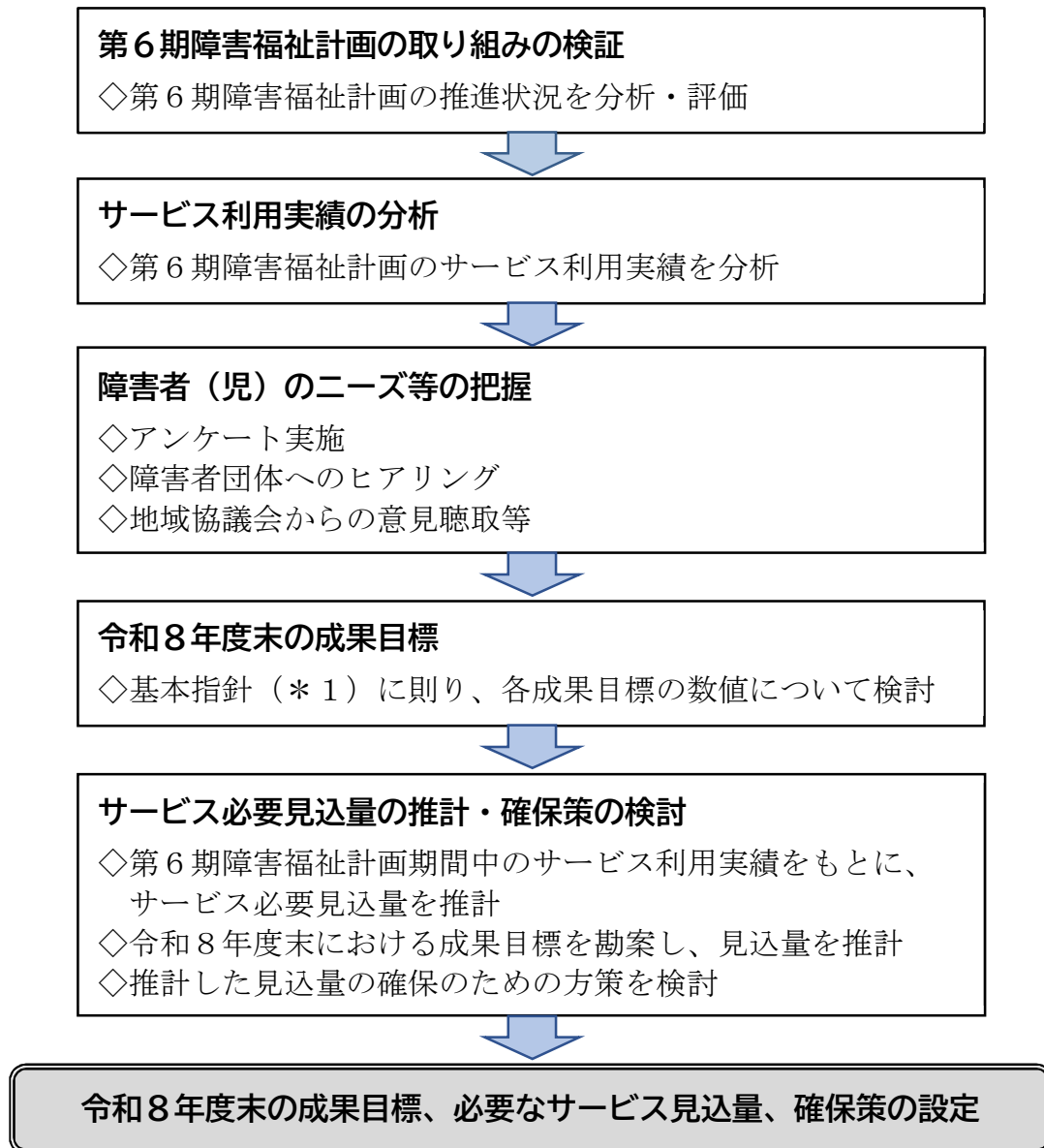
災害等の緊急時や感染症拡大時においてもサービスが安定的・継続的に提供できるよう、発生時に備えた業務継続の取り組みや対策を推進する必要があります。また、ICTを活用した会議等の実施などについて検討していく必要があります。

第3章 障害福祉サービスの目標及び見込量



1 サービス目標量設定の考え方

第6期障害福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和6年度から令和8年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。



※1 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法33条20において、市町村は厚生労働大臣の定める「基本指針」に則して「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めることとされています。

2 サービス内容

障害者総合支援法に基づき、提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「**自立支援給付**」と、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「**地域生活支援事業**」の2つがあります。

自立支援給付は、障害のある人の状態に応じ必要な支援の度合いや勘案すべき事項を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」のほか、「地域相談支援給付」、「計画相談支援給付」、「補装具」、「自立支援医療」などにわかれています。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」にわけられます。

また、本町がこれまで行ってきた障害のある人に対するサービスの中で、自立支援給付または地域生活支援事業の体系への位置付けを行わない町独自の事業があります。

これらのサービスについては、現行と同様のサービスの提供を行います。



3 訪問系サービス

(1) サービスの種類と内容

訪問系サービスには、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) サービスの実績と目標

【6期計画の計画値（1月当たり）】

訪問系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	19	275	19	291	19	291

【6期計画の実績値（1月当たり）】

訪問系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	23	303	24	246	26	242

■実績評価

利用人数は計画値を上回っています。利用時間は計画値を下回っています。

【7期計画の見込み（1月当たり）】

訪問系サービス	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護	12	203	14	187	12	187
重度訪問介護	5	60	5	60	6	60
同行援護	5	4	5	4	6	4
行動援護	5	4	5	4	6	4
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

■見込量の考え方

実績を基に、横ばいでの量を見込んでいます。



4 日中活動系サービス

(1) サービスの種類と内容

日中活動サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスに加え、「就労選択支援」が新設されました。

サービス名	内容
生活介護	介護を必要とする人に、日中、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のため必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	利用者が居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（2年以内）就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。（A型：雇用あり、B型：雇用なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ：福祉型・医療型）	自宅で障害のある人を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や、排せつ、食事の介護等を行います。 （福祉型：障害者支援施設等で実施、医療型：病院等で実施）

(2) サービスの実績と目標

【6期計画の計画値（1月当たり）】

日中活動系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	28	498	29	531	30	562
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	2	19	2	19	2	19
宿泊型自立訓練	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	4	43	5	53	6	64
就労継続支援（A型）	4	56	4	56	4	56
就労継続支援（B型）	74	1,207	77	1,256	85	1,385
就労定着支援	2	—	2	—	2	—
療養介護	9	—	9	—	9	—
短期入所（福祉型）	22	127	24	141	24	141
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0

【6期計画の実績値（1月当たり）】

日中活動系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	3	450	3	488	3	513
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	1	18	1	18
宿泊型自立訓練	1	20	2	47	2	59
就労移行支援	7	50	9	68	10	73
就労継続支援（A型）	5	64	4	33	7	31
就労継続支援（B型）	88	1,302	87	1,299	87	1,353
就労定着支援	4	—	5	—	7	—
療養介護	1	—	1	—	1	—
短期入所（福祉型）	3	75	3	92	3	77
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0

■実績評価

いずれのサービスも利用人数は計画値より下回っています。

生活介護、宿泊型自立訓練、就労移行支援については、増加傾向となっています。



【7期計画の見込み（1月当たり）】

日中活動系サービス	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	3	547	3	575	3	607
うち重度障害者	1	—	1	—	1	—
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	29	2	32	2	41
宿泊型自立訓練	3	81	3	96	4	116
就労選択支援【新規】	0	—	0	—	0.1	—
就労移行支援	12	87	13	95	15	107
就労継続支援（A型）	7	56	8	57	10	69
就労継続支援（B型）	86	1,369	86	1,411	87	1,436
就労定着支援	1	—	1	—	1	—
療養介護	1	—	1	—	1	—
短期入所（福祉型）	3	83	3	75	3	76
うち重度障害者	1	—	1	—	1	—
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0
うち重度障害者	0	—	0	—	0	—

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、全体的にサービス増を見込んでいます。特に、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、増加していくと見込んでいます。

5 居住系サービス

(1) サービスの種類と内容

居住系サービスには、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」のサービスがあります。

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害者で一人暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。



(2) サービスの実績と目標

【6期計画の計画値（1月当たり）】

居住系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	21	21	21
施設入所支援	17	17	17

【6期計画の実績値（1月当たり）】

居住系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	26	28	29
施設入所支援	17	18	19

■実績評価

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援については、計画値より上回っています。自立生活援助については、利用者がなく実績はありませんでした。

【7期計画の見込み（1月当たり）】

居住系サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	31	32	34
うち重度障害者	9	9	10
施設入所支援	20	21	22

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は横ばいに見込んでいます。

6 相談支援（サービス利用計画作成事業）

（１）サービスの種類と内容

相談支援とは、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や入所施設、精神科病院等からの地域生活への移行や定着に向けた支援を行う事業です。

サービス名	内容
計画相談支援	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、計画的な支援等の必要な相談を指定相談支援事業所において提供します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院中の障害のある人に、入院中から、住居の確保や新生活の準備を支援します。
地域定着支援	地域生活を送る障害のある人に、常時の連絡サポート体制で支援します。

（２）サービスの実績と目標

【6期計画の計画値（1月当たり）】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
計画相談支援	38	40	42
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

【6期計画の実績値（1月当たり）】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
計画相談支援	12	13	13
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	0

■実績評価

計画相談支援については、計画値より下回っていますが、増加傾向となっています。地域定着支援については、利用者がなく実績はありませんでした。



【7期計画の見込み（1月当たり）】

相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
計画相談支援	13	13	13
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

■見込量の考え方

計画相談支援については、利用実績を基に、横ばいでの量を見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援については、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している方の状況を個別に把握し、地域への移行が可能か関係機関と連携を図りながら進め、各年度1人ずつの利用を見込んでいます。

7 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業

地域活動支援事業とは、障害のある人がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

必須事業	任意事業
①理解促進研修・啓発事業	①訪問入浴サービス事業
②自発的活動支援事業	②日中一時支援事業
③相談支援事業	③自動車運転免許取得費助成事業
④成年後見制度利用支援事業	④自動車改造助成事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業	⑤補装具費の交付・修理
⑥意思疎通支援事業	
⑦日常生活用具給付等事業	
⑧手話奉仕員養成研修事業	
⑨移動支援事業	
⑩地域活動支援センター機能強化事業	



(2) サービスの内容及び実績と目標

《必須事業》

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人や障害特性等の理解を深める研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

③相談支援事業

障害の種別に関わらず、障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

【6期計画の計画値】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件/年）	405	438	470
相談支援事業所（箇所）	1	1	1

【6期計画の実績値】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件/年）	133	146	149
相談支援事業所（箇所）	1	1	1

【相談内容内訳延べ件数】

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	件数	件数
福祉サービス利用	1,678	1,998	2,970
障害等の理解	443	597	358
健康・医療	467	587	710
不安解消	1,360	1,588	2,030
保育・教育	221	319	252
家族・人間関係	378	441	460
家計・経済	197	197	142
生活技術	254	581	536
就労	150	310	104
社会参加・活動	116	382	10
権利擁護	23	83	196
その他	1	1	72

■実績評価

相談件数は計画値より下回っています。

【7期計画の見込み】

相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件/年）	159	164	172
相談支援事業所（箇所）	1	1	1

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、相談件数は微増と見込んでいます。



④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

障害のある人の財産管理等、利用することが有用であると認められる場合、随時受付を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

【6期計画の計画値】

	令和3年度 件/年	令和4年度 件/年	令和5年度 件/年
意思疎通支援事業	10	10	10

【6期計画の実績値】

	令和3年度 件/年	令和4年度 件/年	令和5年度 件/年
意思疎通支援事業	4	2	4

■実績評価

利用件数は計画値より下回っており、減少傾向となっています。

【7期計画の見込み】

	令和6年度 件/年	令和7年度 件/年	令和8年度 件/年
意思疎通支援事業	3	3	3

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用件数は横ばいに見込んでいます。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

また、新規申請者への的確に給付できるよう努めるとともに、利用者のニーズを把握し、種目・品目を見直すなど、実情に合った用具を給付できるよう、障害のある人の日常生活を支援します。

【6期計画の計画値】

日常生活用具 給付等事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	64	66	68
居宅生活動作補助用具	1	1	1

【6期計画の実績値】

日常生活用具 給付等事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	1	0	0
自立生活支援用具	2	2	3
在宅療養等支援用具	8	9	9
情報・意思疎通支援用具	1	2	3
排泄管理支援用具	86	80	80
居宅生活動作補助用具	1	0	0

■実績評価

排泄管理支援用具については、計画値より上回っています。その他のサービスについては、概ね計画値どおりとなっています。

介護・訓練支援用具、居宅生活動作補助用具については、令和4年度、令和5年度の利用者がなく実績はありませんでした。



【7期計画の見込み】

日常生活用具 給付等事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	1	1	2
自立生活支援用具	3	4	4
在宅療養等支援用具	10	10	11
情報・意思疎通支援用具	4	5	6
排泄管理支援用具	248	248	248
居宅生活動作補助用具	1	1	2

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、サービス量を見込んでいます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話の基礎的知識を学び健聴者と聴覚障害者の意思疎通と相互の理解を深めるために、関係機関と連携し、手話教室の開催の機会を設けます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人が、外出する際にヘルパー等による支援を行うことにより、障害のある人の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

【6期計画の計画値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	人/月	人/月
移動支援事業	6	6	6

【6期計画の実績値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	人/月	人/月
移動支援事業	1	0	0

■実績評価

令和3年度は計画値より下回っています。令和4年度、令和5年度の利用者がなく実績はありませんでした。

【7期計画の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人／月	人／月	人／月
移動支援事業	1	1	1

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は横ばいを見込んでいます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

本町では、障害のある人の自立と社会参加の促進を図るための拠点として、地域活動支援センター（Ⅲ型）を1箇所整備しています。

引き続き障害のある人を対象に、創作的活動または生産活動の機会を提供していきます。



《任意事業》

①訪問入浴サービス事業

看護師等または介護職員が、重度の身体障害を有する人の居宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、身体機能の維持を図ります。

【6期計画の計画値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	人/月	人/月
訪問入浴サービス事業	3	3	3

【6期計画の実績値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	人/月	人/月
訪問入浴サービス事業	8	9	8

■実績評価

利用人数は計画値より上回っています。

【7期計画の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	人/月	人/月
訪問入浴サービス事業	20	20	20

■見込量の考え方

訪問入浴サービス利用者のニーズに応じ、利用人数の増加を見込んでいます。

②日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息が得られるように支援します。

【6期計画の計画値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	人/月	人/月
日中一時支援事業	2	2	2

【6期計画の実績値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	人/月	人/月
日中一時支援事業	1	0	1

■実績評価

利用人数は計画値より下回っています。

【7期計画の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	人/月	人/月
日中一時支援事業	2	2	2

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は横ばいを見込んでいます。



③自動車運転免許取得費助成事業

障害のある人の就労や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

【6期計画の計画値】

	令和3年度 件/年	令和4年度 件/年	令和5年度 件/年
自動車運転免許取得費 助成事業	1	1	1

【6期計画の実績値】

	令和3年度 件/年	令和4年度 件/年	令和5年度 件/年
自動車運転免許取得費 助成事業	0	0	0

■実績評価

利用者がなく実績はありませんでした。

【7期計画の見込み】

	令和6年度 件/年	令和7年度 件/年	令和8年度 件/年
自動車運転免許取得費 助成事業	1	1	1

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、利用人数を見込んでいます。

④自動車改造助成事業

身体障害者が就労や通院等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操作及び駆動装置等の改造に要した経費の一部を助成します。

【6期計画の計画値】

	令和3年度 件/年	令和4年度 件/年	令和5年度 件/年
自動車改造助成事業	1	1	1

【6期計画の実績値】

	令和3年度 件/年	令和4年度 件/年	令和5年度 件/年
自動車改造助成事業	1	0	0

■実績評価

利用人数は計画値どおりとなっています。令和4年度、令和5年度の利用者がなく実績はありませんでした。

【7期計画の見込み】

	令和6年度 件/年	令和7年度 件/年	令和8年度 件/年
自動車改造助成事業	1	1	1

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は横ばいを見込んでいます。



⑤補装具費の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人の日常生活を安易にするため、障害の種類に応じて補装具の購入費用及び修理の費用の一部を支給します。

【6期計画の計画値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	件数	件数
補装具費の交付・修理	—	—	—

【6期計画の実績値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	件数	件数
補装具費の交付・修理	35	21	22

■実績評価

利用件数はやや減少傾向となっています。

【7期計画の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	件数	件数
補装具費の交付・修理	27	27	27

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用件数は横ばいを見込んでいます。

8 成果目標の設定

第6期障害福祉計画の実施状況や国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りながら、令和8年度末に向けた数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

＜施設入所者の地域移行＞ ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
＜施設入所者数の削減＞ ※令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	

《山元町における数値目標》

事項	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数（A）	18人	令和4年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	16人	令和8年度末時点の入所者数の見込み（※）
【目標値】 地域生活移行人数（C）	2人	令和4年度末からの施設入所から地域生活への移行見込み
	11.1%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込数	2人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	11.1%	

（※）県内入所者数のみ

《今後の方針》

福祉施設入所者のうち、今後、日中活動系サービス等を利用し、地域生活へ移行する障害のある人の数を2人と見込みます。

施設入所者の方は高齢または重度の障害のある人が多く、在宅生活が困難なため施設入所を必要とされています。今後、更なる地域移行の推進、現状把握などを踏まえ、関係機関と連携し、2人程度の地域生活移行が図られるものとして、目標値を設定します。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《山元町における数値目標》

事項	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 協議体	山元町障害者地域協議会の中で協議の場を設置する。

《今後の方針》

精神障害者が、地域で安心して自分らしい豊かな暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、保健・医療・福祉関係者による協議の場である山元町障害者地域協議会を設置しています。

この、山元町障害者地域協議会にも包括部会を設け、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム体制づくりに努めます。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

《国の基本指針》

<地域生活支援拠点等を整備>

※令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<強度行動障害を有する者への支援体制>

※令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。**【新規】**

《山元町における数値目標》

事項	目標	備考
令和4年度末の整備数	1箇所	
【目標値】 整備箇所数	1箇所	
【目標値】 コーディネーターの配置	1人	令和8年度末のコーディネーターの目標配置数
【目標値】 機能検証の実施回数	3回	令和8年度末時点の検証・検討回数
【目標値】 強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取り組みの実施	実施	ニーズ把握のための実態調査を行う

《今後の方針》

地域生活支援拠点等における機能の充実については、障害者の高齢化・重度化を見据え、地域で安心して暮らしていくための諸問題を山元町障害者地域協議会及び部会等を通して、把握に努めていきます。また、強度行動障害を有する方に対しては、計画相談員が個別に面談し、聞き取りにより実態調査を行います。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

<一般就労への移行>

※就労移行支援事業等^{*1}の利用を経て一般就労に移行する者の人数①を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

②就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

③就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。

④就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

※就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所⑤を5割以上とすることを基本とする。**【新規】**

<一般就労後の定着支援>

※就労定着支援事業の利用者数①は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

※就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率^{*2}が7割以上となる就労定着支援事業所の割合②を2割5分以上とすることを基本とする。

^{*1} 就労移行支援事業等：就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護

^{*2} 就労定着率：過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

《山元町における数値目標》

1) 一般就労への移行

①就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者

事項	数値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度末の一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	2人	令和3年度実績の1.28倍以上

②うち就労移行支援事業を通じた移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度末時点の就労移行支援事業を通じた移行者の実績数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度実績の1.31倍以上

③うち就労継続支援A型を通じた移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度末時点の就労移行支援事業を通じた移行者の実績数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度実績の1.29倍以上

④うち就労継続支援B型を通じた移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度末時点の就労移行支援事業を通じた移行者の実績数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度実績の1.28倍以上

⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

事項	数値	備考
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	6事業所	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の見込数



2) 一般就労後の定着支援

①就労定着支援事業の利用者数

事項	数値	備考
令和3年度の利用者数	3人	令和3年度末時点の年間利用者数
【目標値】 令和8年度の利用者数	3人	令和3年度末時点の年間利用者数の 1.41倍

②就労定着率が7割以上の事業所数

事項	数値	備考
【目標値】就労定着率が7割以上の 事業所数	5事業所	就労定着率が7割以上の事業所見込数

《今後の方針》

国の指針では、令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する利用者について、令和5年度の一般就労への移行実績の1.28倍とすることを基本としています。

本町においては、現状の1人から関係機関と連携し、目標を2人と設定します。

また、雇用契約のない就労継続支援B型の利用者が多いことを踏まえ、今後、障害のある人の個々の状況、能力等を把握し、利用者のニーズに応えられるような就労支援に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

<相談支援体制の充実・強化>

※令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

《山元町における数値目標》

事項	数値	備考
令和3年度末の設置数	0箇所	令和8年度の障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する
【目標値】 基幹相談支援センター等の設置	1箇所	令和5年4月に設置済みであり、体制強化に努める
【目標値】 協議会の体制を確保	設置済	

《今後の方針》

国の指針を踏まえて、相談支援体制の充実と連携強化を図り、従事者における人材育成の支援を行います。



(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

《国の基本指針》

＜障害福祉サービス等の質を向上＞

※令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

《山元町における数値目標》

事項	数値	備考
【目標値】 研修参加を促す取り組み	10回	障害福祉サービスに関する外部研修への積極的参加
【目標値】 審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	3回	障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の実施回数の見込みを設定する

《今後の方針》

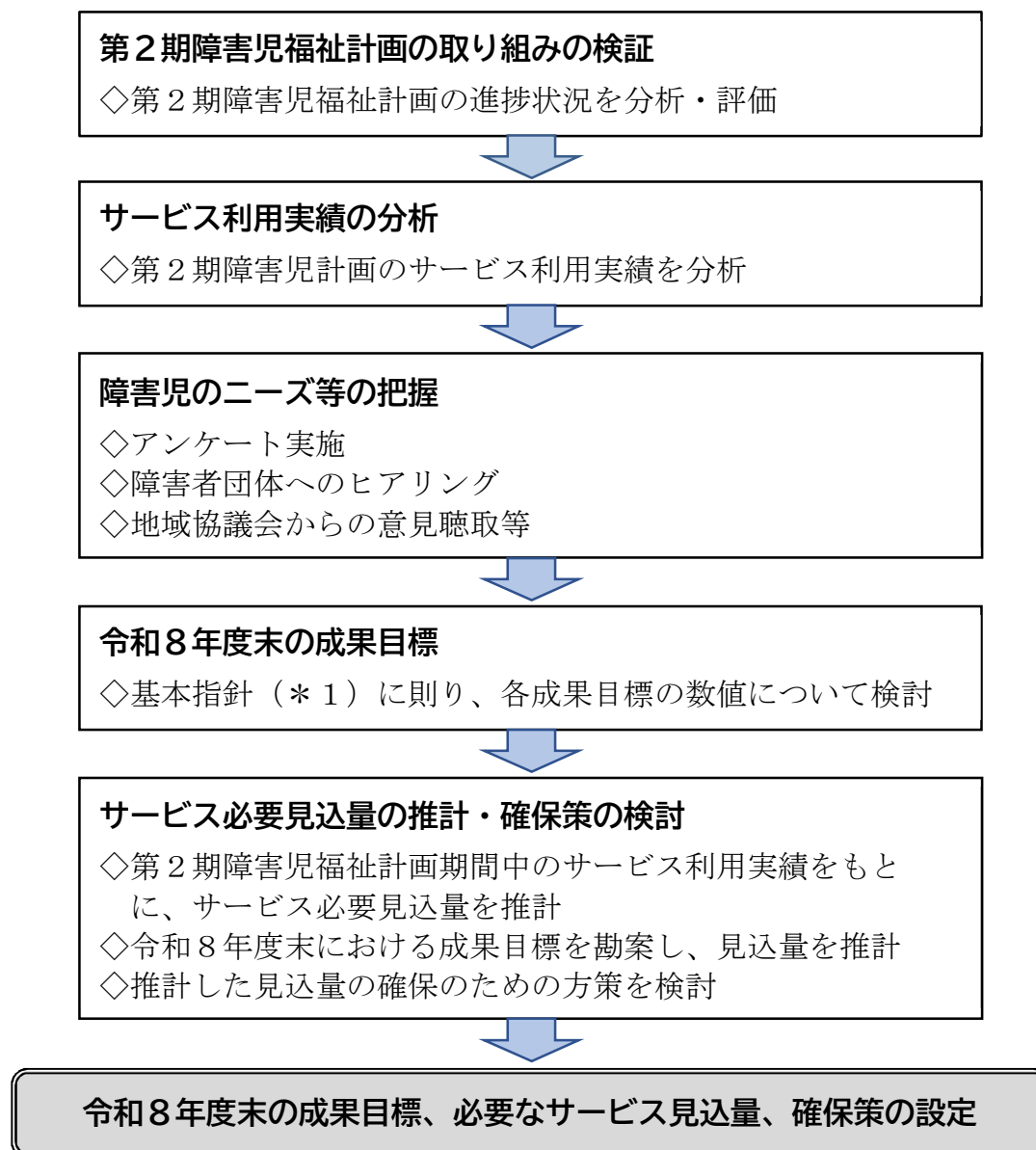
近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制を構築します。

第4章 障害児福祉サービスの目標及び見込量



1 サービス目標量設定の考え方

第2期障害児福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和6年度から令和8年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。



＊1 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法33条20において、市町村は厚生労働大臣の定める「基本指針」に則して「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めることとされています。

2 障害児通所支援・障害児相談支援

(1) サービスの種類と内容

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技術の提供、集団生活への適応等の支援を行うサービスです。

障害児相談支援とは、障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、障害のある児童が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するためのサービスです。

サービス名	内容
児童発達支援 (医療型児童発達支援を含む)	未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行い、障害のある児童とその家族を支援します。 児童福祉法に基づく、障害児通所支援の一つであり、上肢、下肢または体幹の機能障害(肢体不自由)のある児童につき、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育との相乗効果により、障害のある児童の自立促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のために外出が困難な障害のある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。



(2) サービスの実績と目標

【6期計画の計画値（1月当たり）】

障害児支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	21	2	28	2	29
放課後等デイサービス	10	106	10	106	10	106
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

【6期計画の実績値（1月当たり）】

障害児支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	2	3	10	4	11
放課後等デイサービス	12	155	14	170	17	196
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

■実績評価

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用人数は計画値より上回っています。保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用者がなく実績はありませんでした。

【7期計画の見込み（1月当たり）】

障害児支援	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	4	20	4	20	4	20
放課後等デイサービス	19	215	22	239	24	260
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

■見込量の考え方

児童発達支援は実績を基に、横ばいでの量を見込んでいます。放課後等デイサービスは増加を見込んでいます。

(3) 障害児相談支援の実績と目標

【6期計画の計画値（1月当たり）】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
障害児相談支援	2	2	2

【6期計画の実績値（1月当たり）】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
障害児相談支援	1	1	2

■実績評価

利用人数は減少傾向となっています。

【7期計画の見込み（1月当たり）】

相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
障害児相談支援	2	2	2

■見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は横ばいを見込んでいます。



3 障害児支援のための計画的な基盤整備

(1) 子育て支援に係る施策との連携

障害のある児童への支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携を図ります。

また、障害のある児童の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、県及び近隣市町村等の障害児支援担当部局、子育て支援担当部局と教育関係者との連携体制の確保に努めます。

(2) 教育との連携

就学時及び卒業時における支援の円滑な移行を含め、障害のある児童への支援が適切に行われるよう、学校と障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所等の緊密な連携を図るとともに、県及び近隣市町村等の障害児支援担当部局と教育関係者等との連携体制の確保に努めます。

(3) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害のある児童及びその保護者に対する支援基盤の整備を推進するとともに、福祉、医療、教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

また、虐待を受けた障害のある児童が適切な支援を受けることのできるシェルター的な場の確保の推進のため、町内を中心とした福祉事業所等との検討を進めます。

4 成果目標の設定

第2期障害児福祉計画の実施状況や国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りながら、令和8年度末に向けた数値目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

《国の基本指針》

＜障害児に対する重層的な地域支援体制の構築＞

※児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない）。

※障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

《山元町における数値目標》

①児童発達支援センターの整備

事項	数値	備考
令和3年度末の設置数	0 箇所	令和3年度末の設置数
【目標値】 整備箇所数	1 箇所	令和8年度末の設置見込数

②地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無

事項	数値	備考
体制の構築の有無	有	

《今後の方針》

地域社会への参加・包容を推進する取り組みとして、支援学校が実施する地域交流の活用や、地域の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と保育所連携強化を図ります。

障害児への重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターについては、圏域市町村での設置を検討します。



(2) 重症心身障害児を支援する事業所の整備

《国の基本指針》

<重症心身障害児への支援>

※令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

《山元町における数値目標》

①重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

事項	数値	備考
令和3年度末の設置数	1箇所	令和3年度末の設置数
【目標値】 整備箇所数	1箇所	令和8年度末の設置見込数

②重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保

事項	数値	備考
令和3年度末の設置数	1箇所	令和3年度末の放課後デイサービス事業所数
【目標値】 整備箇所数	1箇所	令和8年度末までに1箇所以上を整備し、受け入れ体制を強化していく

《今後の方針》

現在本町には、障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所あります。関係機関が連携し、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

◀国の基本指針▶

<医療的ケア児への支援> ※令和8年度末までに、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--

◀山元町における数値目標▶

事項	数値	備考
令和3年度末の設置数	0箇所	未設置
【目標値】 整備箇所数	1箇所	令和8年度末の見込数
【目標値】 コーディネーター数	2人	令和8年度末時点のコーディネーター 目標見込数

◀今後の方針▶

医療的ケアを必要とする児童に関して、山元町障害者地域協議会のこども部会において、地域における課題の整理を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

第 5 章 計画の推進



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人とその家族をはじめ、障害者団体やサービス提供事業者等の関係機関と連携・協力し、計画の着実かつ効果的な推進を図ります。

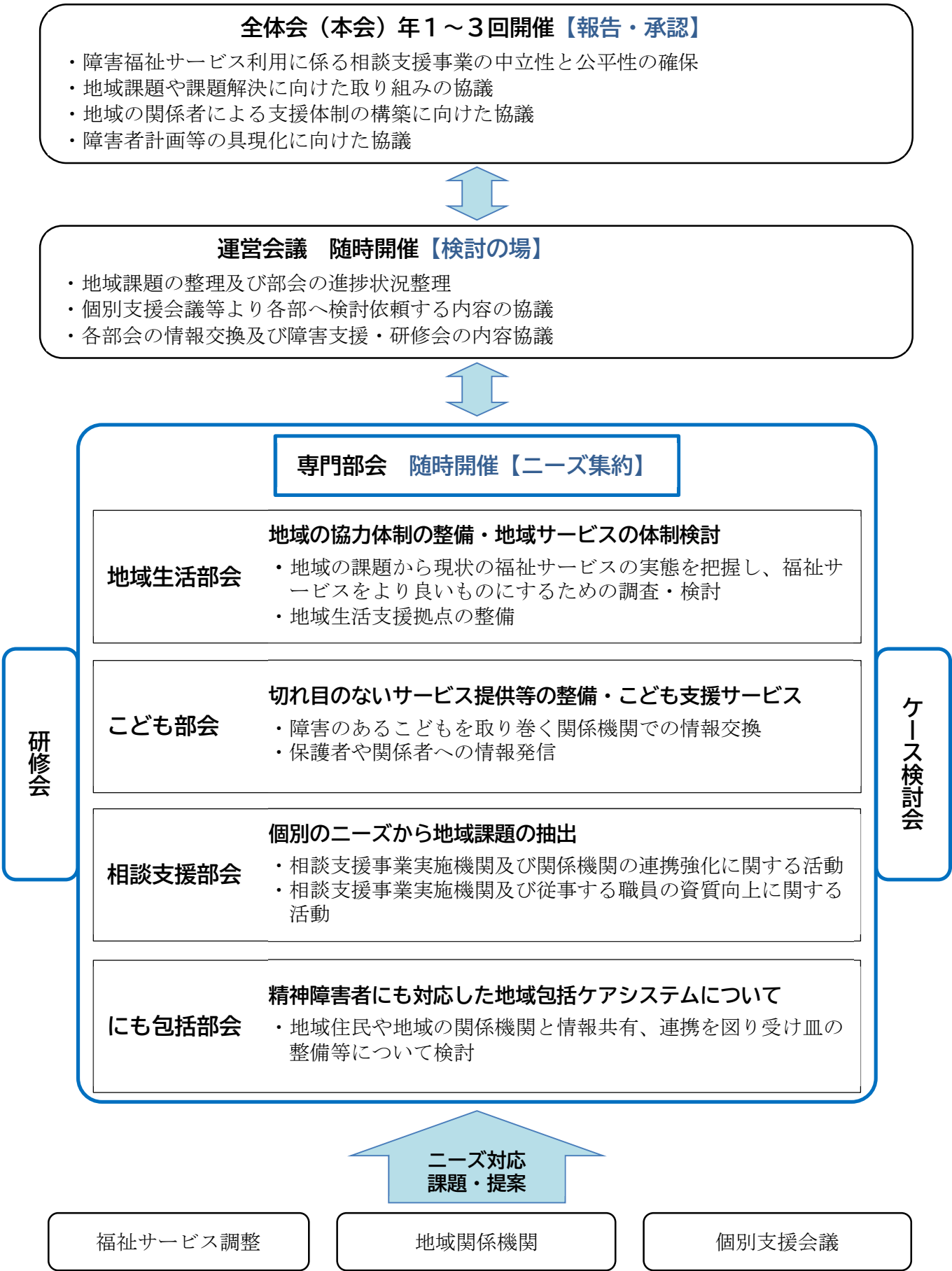
また、地域の障害福祉に関するシステムの構築について中核的な役割を果たす場である「山元町障害者地域協議会」での意見・提案を踏まえながら、計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、PDCAサイクルを導入し、事業の進捗状況や成果目標及び活動指標等の実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、「山元町障害者地域協議会」において、障害のある人や障害者関連団体、相談支援事業所等の意見を聴くとともに、サービス提供に関わる課題や取組方針について検討・提案を行います。

【山元町障害者地域協議会 体系図】



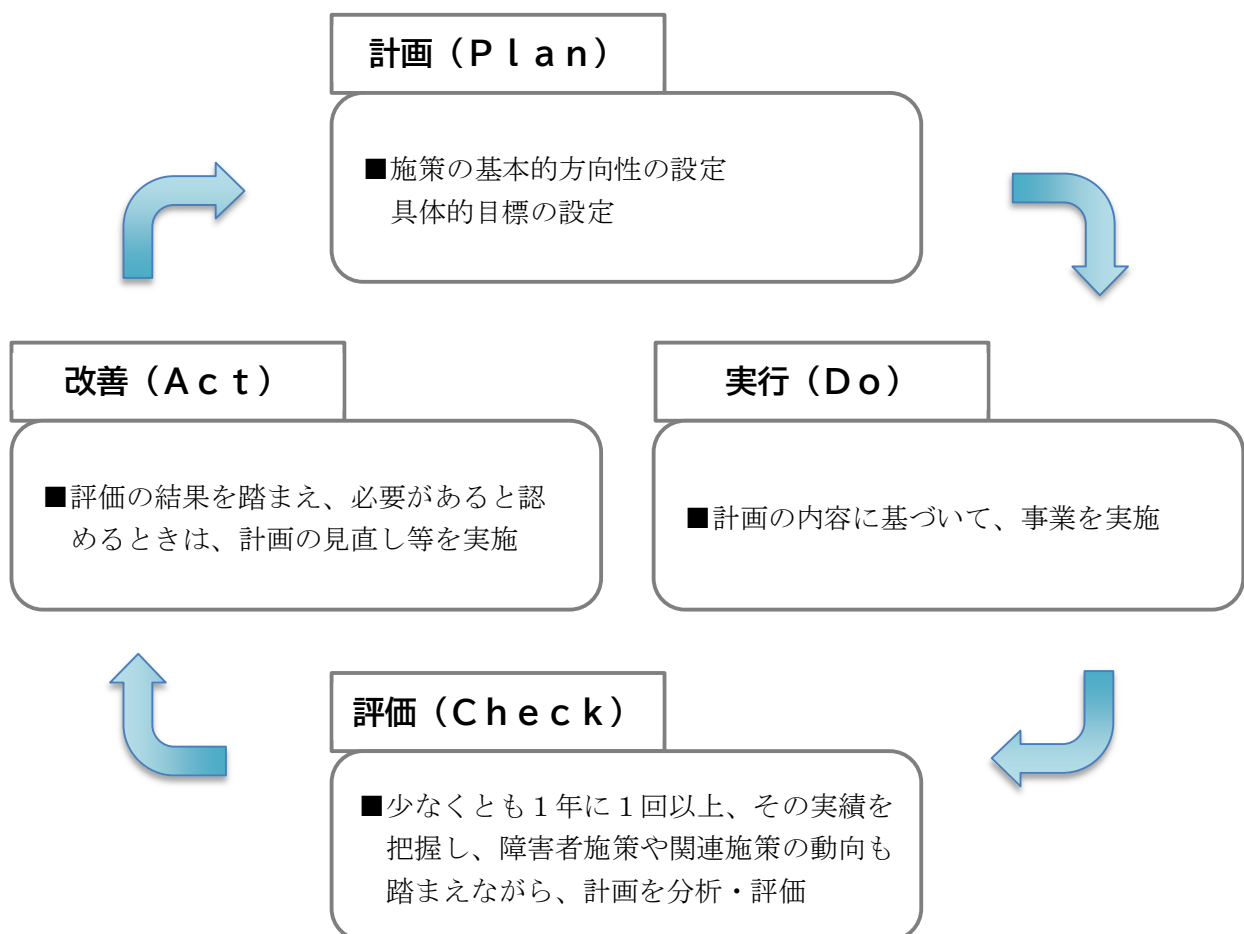


3 PDCAサイクルの必要性

本計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていく必要があります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時、対応していくことが重要です。

本町では、関係機関と連携を図るための中核的な役割を果たすことを目的とした「山元町障害者地域協議会」＝「山元町計画策定委員会」が、協議する場となります。



參考資料



1 山元町障害者地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者（児）が地域において安心して生活できる支援体制を構築するため、相談支援事業をはじめとする障害福祉サービスのシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として山元町障害者地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関する協議を行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性と公平性の確保
- (2) 障害者（児）の支援に係る困難事例等への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関による支援体制の構築に向けた協議
- (4) 障害者計画等の具現化に向けた協議

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害当事者団体
- (5) 教育・雇用関係者
- (6) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第24号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日

(敬称略)

No.	区分	氏名	所属団体
1	相談支援事業者	沼田 みさ子	相談支援センターT・Mあい
2	障害福祉サービス事業者	○ 渋谷 明美	社会福祉法人静和会 静和園
3		田口 ひろみ	特定非営利活動法人ポラリス
4	保健・医療関係者	◎ 菊地 匡	亶理郡医師会
5	障害当事者団体	鈴木 敬一	山元町障がい者福祉協会
6	教育・雇用関係者	佐藤 至	宮城県立山元支援学校
7		早坂 正実	亶理山元商工会
8	学識経験者	菅野 みさ子	山元町民生委員児童委員協議会

◎=会長 ○=職務代理



3 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和5年10月25日	令和5年度 山元町障害者地域協議会（第1回）	（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定状況について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
令和6年1月18日	令和5年度 山元町障害者地域協議会（第2回）	（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）について
令和6年1月24日 ～令和6年2月8日	パブリックコメント	パブリックコメント実施
令和6年2月22日	令和5年度 山元町障害者地域協議会（第3回）	（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画パブリックコメント結果について （2）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

第 7 期山元町障害福祉計画・第 3 期山元町障害児福祉計画

発行年月日：令和 6 年 3 月

編 集：山元町 保健福祉課 福祉班

〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山 32 番地

TEL：0223-37-1113

FAX：0223-37-4144



第7期山元町障害福祉計画 第3期山元町障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
宮城県山元町